

平成28年度 社会福祉法人慈恵会 事業方針

社会福祉法人 慈恵会

我国の情勢は自民党政権となり、アベノミクスによる経済成長戦略による、消費拡大や雇用促進が推進される一方、低金利政策や消費税増税問題等による国民生活への影響危惧される所である。

また、医療や介護の制度動向については平成27年度4月からの法律案（第6期介護保険計画）に伴い一部改正が施行され、その概要として(1)居宅サービス等事業の見直し（指定権限を市町村が実施等）(2)施設サービス等の見直し（特養入居を要介護3以上に限定等）(3)地域支援事業の見直し（地域包括ケアとして在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等をすべての市町村で実施等）(4)その他所要の改正（介護人材の確保、介護、保険事業計画の見直し等）が示された。

また、座間市における第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では団塊の世代が後期高齢者に達する2025年までに目指す将来像として「自助を支える互助・共助の仕組みづくり」「世代を超えて共に支えあう地域づくり」の2大目標を掲げ、地域包括ケアシステムの構築と介護保険事業の安定的な運営を進めていく。

社会福祉法人慈恵会では、昨年度、第二座間苑では増床による事業拡大を図り、早期に満床による安定的な稼働率維持が望まれる中、第1期中期計画（平成27～29年度）目標策定し、法人事業の安定的運営をすすめている所である。

とりわけ、本年度は施設系サービスでは「看護体制加算」や「看取り体制加算」への届出をし、重度利用者の医療的ケアに対応できる体制を整備する。

居宅系サービスでは、地域包括ケアを視野に入れ、地域ニーズの増大に対応していくために第二座間苑拠点内に6月より居宅介護支援事業所の新規開設準備を進めている所である。

また、座間市における地域包括支援センターも4月より2ヶ所増え6ヶ所となる。このため対象エリアの再編成が行われ、名称も「第二座間苑」から「座間市新田宿地域包括支援センター」となる。

そのためには、職員のスキルアップのための研修、専門資格取得の支援のほか、積極的に学校への求人、就職相談への参加など安定的な人材確保を行うとともに、防災意識や危機管理意識等をしっかりと浸透させていく。

また、地域行事の参加や保育園との交流、座間苑納涼祭等を通して、地域交流や社会貢献を果たしていく。

しかしながら、増床等に伴う借入金返済を円滑に進めていくためには、第二座間苑だけの問題ではなく、法人全体として一定の稼働率の維持、経費節減のための改善策がもたらされる。経費については人件費、事業費、事務費比率のバランスを考えながら、法人全体で3%の削減方針を示したい。

平成28年度 特別養護老人ホーム座間苑事業計画〈案〉

平成27年度は大きな事故もなく利用者により良いケア進めてきた一方、建物及び付帯設備に老朽化対応が求められました。

本年度は、看護体制加算や看取り看護加算等、医療依存度の高い利用者への対応体制を構築し、さらなる専門的ケアを進めます。利用者一人ひとりが季節感のある楽しみのある行事、クラブ活動の実施と共に、安心、安全、安楽な生活が過ごせるよう努めていきます。

また、施設設備に関しては、開設35年を経過した建物の老朽化箇所の点検、修繕計画を立て、少しでも快適な居住環境整備に努めてまいります。

さらに職員に積極的な内外研修の参加や専門資格取得の支援など、資質向上に努めていくと共に、職員の雇用や労働環境の見直し等、職場環境の改善にも努めていきます。

また地域行事の参加や近隣保育園との交流、座間苑納涼祭等の開催を通して、積極的な地域活動の実践、社会貢献活動にも取り組んでいきます。

1. 基本方針

- ① 利用者一人一人の人格を尊重し、心身の状況やニーズを把握して、その人らしい生活をするために適切な自己決定ができるように援助を行う。
- ② 利用者の心身の状態に対して客観的な評価を行い、個別的なケアプランを作成して援助をし、生命の保全と残存機能の維持向上に努める。
- ③ 利用者とその家族との関わりを大事に捉え、良い関係づくりのために適切で必要と思われる援助を行う。
- ④ 利用者が障害の有無に関わらず、心豊かに主体的に生活ができるように、各種行事やクラブ活動などへの参加を援助する。
- ⑤ 利用者が生活を共にする方々と思いやりや協調性を持ち、また適切で可能な役割を持つことで生活目標や生き甲斐が持てるように援助する。
- ⑥ 地域に根ざした施設として「地域を支える施設」「地域に支えられる施設」としての機能を図る。

2. 各セクションの取り組みの目標と実施内容

(1) 生活・介護面

① ケアプラン作成の目標

利用者が抱えている生活障害とそこから発生する問題を課題分析によって捉えると共に、利用者が安心してその人らしく生活ができるために、利用者の思いに配慮した解決すべき課題とその具体的な援助方法を明らかにして実施していく。また、施設のケアマネジメントがより強化されるよう、各専門職が連携と協働の意識をもって課題と目標と援助内容を共通理解し、実践していくためにサービス担当者会議やモニタリングを重視していく。

アセスメントはADLの変化時やプラン作成時等必要に応じて行う。

② 食事の目標

健康・機能・体力維持を維持していくため、食事は生活の基本として大切なことであると共に利用者にとって大きな楽しみの一つでもある。栄養ケア・マネジメントへの取組みにより、個々に合ったより良い食提供を行う。その一つとして、ソフト食の導入を検討していく。各職種間が情報を共有し、それぞれの技術を利用者の立場になり検討・工夫をしていく。

③ 排泄の目標

各利用者の排泄状態、身体状況を観察・把握しながら、個別の利用者にあつた排泄介助方法を検討・実施していく。

④ 入浴の目標（皮膚観察も含む）

『リラックスできる入浴』を目指し、ゆったりと入浴していただく。

利用者の状態に合った入浴方法を適切に判断し、レベルの低下や向上に応じて、入浴していただけるよう支援していく。入浴により清潔保持・皮膚疾患や感染の予防と共に、血行促進・新陳代謝が促され、リハビリにも役立つ事ができる等の健康増進も図っていく。

ア

⑤ リハビリテーションの目標

日常生活の中で、利用者一人一人のできる活動を増やすことにより、機能維持・向上を図り、利用者に生活意欲を持っていただく。生活を主体としたリハビリに対する職員の教育、意識向上に努めていく。

⑥ 環境整備の目標

利用者が快適で安全な環境の中で生活ができるように、居室内外の住環境等の整備に留意し、利用者自身の事故防止はもちろんのこと、適切な介護や援助を提供していく上でも、備品等の点検整備や管理補充には常に心がけるようにする。また、職員の環境整備に対する意識づけも徹底していく。さらに、共有スペースの時節に因んだ環境設定も、利用者に潤いを感じて頂くために大事なことと捉え、利用者と共に整備を図っていく。

ア

⑦ 口腔衛生の目標

日々の口腔ケアにより、虫歯や歯周病等の口腔疾患の予防・誤嚥性肺炎等の呼吸器感染予防・咀嚼機能の確保・栄養摂取の改善・健康維持の回復を図る。

⑧ アクティビティの目標

利用者が障害の有無に関わらず、心豊かに主体的に生活でき、また心身の自立と他者との交流ができるような場を提供する。利用者の特技や趣味を引き出し、生活に楽しみが持てるように趣味活動や行事やレクリエーション活動を行う。さらにそれらを充実させていくために、必要に応じてボランティアの協力を得る。

(2) 看護面

(1) 基本方針

- ① 利用者の健康を管理し、心身機能の改善・維持を図り、快適な生活を送るための援助に努める。
- ② 感染予防の徹底・蔓延を防ぐ。
- ③ 看護の専門性を高め、異変への気づき、観察・推測・判断する力をつけ、迅速な対応をはかる。
(五感と知識・経験に基づく判断と実践)
- ④ 他職種と連携を図り情報を共有し、質の高いサービスを安定的に提供できるように努める。
- ⑤ 家族に対しても積極的に情報を提供し、信頼関係を築きながら、利用者が安全で安楽な生活が持続できるよう協議し、決定していく。
- ⑥ 尊厳を基盤に、可能な限り安楽を保ち、看取りケアを実施し、評価する。
- ⑦ ショートステイ利用中の生活が安全・安楽に送れるよう、家族、他のサービス事業所等との連携を図る。

(2) 目標と実施内容

- ① 利用者及びショートステイ利用者、職員の健康管理
- ② 感染予防の重視
- ③ 異常の早期発見に努め、適切な処理・判断を行う。
- ⑤ リハビリへの取り組み

(3) 栄養・調理面

(1) 基本方針

- ① 予防の視点も取り入れながら、介護・看護などの各セクションと連携し、生命の維持と健康の保持・増進に大きな役割を果たす栄養ケア・マネジメントを推進し、身体状況・摂食状況・健康状態を確認しながら個々に合った栄養管理を行っていく。
- ② 見て楽しく、食べて美味しい「食事＝楽しみ」の演出を行う事により、心にも栄養を与えて、やる気・意欲を活性化し、QOLの向上を目指す。
- ③ できる限り、最期まで口から食事を摂っていただけるよう、個々の利用者の状態にあった食形態を検討し提供していく。

(2) 目 標

- ① 栄養ケア計画を作成し、身体をつくる基となる栄養面の充実を図り、身体状態の低下を予防し、その人らしく健康に過ごせるように援助していく。
- ② 日常的に利用者個々のニーズや状態を把握する。
- ③ 安全で美味しく楽しみのある食事づくり

3. その他の事業の取り組み

(1) 身体拘束廃止（縛らないケアを当たり前にするために）

利用者の人権を守り「その人らしい生活」が送れるよう、今後も「心」も「体」も拘束をしないケアに向けて職員は常にケアの基本にたち、工夫と配慮をしながら技術の向上に努める。

「暖かい言葉遣い」と「温かいケア」を心がけ、利用者に『その方らしい』『よりよい生活』を提供できることを目指す。

- ① 身体拘束が必要と思える状態が生じても、他の委員会・居室担当者等と連携を図り、拘束しない工夫や対応の取組みを継続する。
- ② 目に見えない・見え難い拘束（精神的拘束）についても、職員間で共通の理解として、認識・意識付けを引き続き行う。
- ③ ストレスを利用者に対し表現するのではなく、現状で困っている事など、何でも話していける職場環境と職員関係を築く。

(2) 事故防止対策

施設内外の事故防止と安全対策として「ひやり体験報告」「事故報告」等を徹底するとともに、事故が発生した場合には直ちに検証することを義務づけ、事故対策委員会の中で事故の分析や評価をして職員の意識づけや提言を行い事故の再発防止に努める。

- ① 「ヒヤリハット」の積極的活用による事故防止活動に努める。
- ② 定期的な事例検討会を開催し、危険かつ困難な事例についての対応を考える。
- ③ 利用者ごとの個別性や介護場面別のリスクを明確にし、情報の共有化を図る。
- ④ 事故リスクに対する適切な防止策の設定と実施をする。
- ⑤ 事故が発生したときは、速やかに家族に連絡することを徹底する。
- ⑥ 利用者の安全確保のために見守りの体制を現状に合わせて再考する。

(3) 課題別委員会の役割

日々提供している介護や援助業務の中で、生じている様々な問題を見過ごさず、解決のために課題化して検討改善していくことが重要である。また、現状から推察して、将来生じるであろうと予測される諸問題等に対して事前に検討していく必要がある。そのためには、各種の課題別委員会を設置し、日常的で主体的な活動により、検討した内容や方法を推進していくことで、施設の円滑な運営と利用者のケアの向上を図る。

- ① 各委員会は主体性を重視すると共に他職種とも連携しながら、担当分野の問題点や課題を明確にし、検討・協議を行う。
- ② 各委員会の活動内容の報告や意見の収集を行い、課題への取り組みについて共通理解を得て全体化していく。
- ③ 活動の方法や取り組んでいる内容が困難な場合は、主任等の指示・援助を仰ぎ再検討を図る。

委員会の種類・・・身体拘束廃止・虐待、事故対策、防火・防災、感染症予防、サービス向上委員会 等

(4) 職員研修

<目標>

職員の専門性(知識・技術)や価値観・倫理観等の基本的素養を身につけ、介護サービスの向上と職員の資質向上を図るために職員研修を推進する。また、研修体制を確立する。

- ① 新任職員研修の継続実施
 - ア. チューター制による指導体制の確立
 - イ. 実務研修レポートの活用
- ② 必要に応じての実技研修
- ③ 中堅職員研修の実施
 - ア. チューター役・リーダー役職員としての資質向上のため、主任による助言・指導
 - イ. 外部研修への参加を促進
- ③ 園内研修の実施
 - ア. 各職種・課題別委員会による企画や外部研修の報告 等
 - イ. 講義や実演などの形式で行う
 - ウ. チームケアの重要性を意識づけていく
- ④ 外部研修への参加促進
 - ア. 新人・中堅職員を問わず、意向や意欲を取り入れながら適宜参加させていく。
 - イ. 中間管理職, リーダー的職員の育成強化

(5) 居室担当者の役割

生活障害を抱えた利用者が、それぞれに施設での生活を自分らしく、安心して生活ができるように援助している。しかし、各職種が交代でケアを提供しているために、利用者一人一人の心身の状態変化に合わせた、必要な援助を見極めて提供していくことは難しいことである。そのためにケアの見落としが生じないように、日々の様子観察をはじめ、ケアがプラン通り実施されているかの確認や評価、それに伴った援助方法の変更等、常に適正なサービスの提供がされているか否かの確認をする必要がある。よって、居室担当職員がこれらの役割を担うことにより、必要な援助を適切な方法で継続されるよう確認し実施していく。

- ① 居室担当者としての個別ケア
- ② プランの説明や協議、情報交換・共有を通して家族との関わりを深める
- ③ 入退所時のファイル管理
- ④ モニタリング
- ⑤ 定期アセスメント実施
- ⑥ 課題による行動計画表の作成
- ⑦ 行動計画表の原案作成時にサービス担当者会議を開催し、各職種から具体的ケア方法について意見を仰ぐ
- ⑧ 居室担当利用者の状態の変化に対するカンファレンスの実施
- ⑨ 援助遂行の状況確認と評価
- ⑩ ケース記録記入と個別援助カード作成
- ⑪ 居室の整理・管理 等

(6) 家族との交流

利用者の生活にとって家族との関わりと援助は不可欠であり、利用者の情緒安定を図り疎外感や厭世感をなくすために、家族交流の支援と円滑化に積極的に取り組む。

- ① 利用者の生活や心身の援助のために関わりを持ち、家族としての役割を果たしていただく。
 - ア. 定期的な私物の整理。
 - イ. 衣替えの時期の衣類確認、記名及び不足衣類の補充。
 - ウ. 面会・外出を促進し、散歩や外食など楽しい一時を過ごし、利用者との交流を深めていただく。
 - エ. 利用者の希望を取入れた外泊を可能な限り実現していただく。
 - オ. 利用者のケアプラン作成に関して、可能な限りカンファレンス等参加し、家族の意向や希望を聞き、日常的に利用者のより良いケアに目を向けてもらう。
- ② 情報の伝達方法として、電話・手紙等により利用者の近況報告や希望を伝え、家族とのコミュニケーションを図るための援助をする。
- ③ 家族懇親会の開催、施設の方針や援助の考え方を伝えると共に、家族の施設への意見や希望・相談を受け止めていく事で相互理解を深めていく。
- ④ 家族はオンブズマン的な役割を担っている。また、可能な範囲で施設と協議しながら行事や諸活動への協力と促進を図る。

(7) 地域福祉活動

当施設が地域の身近な福祉の拠点として、活用が図られるように交流事業等を通して、施設への理解を深めていただくようにする。

- ① 小・中学校の総合教育の一貫として体験学習の場を提供し、福祉や介護への理解につなげていく。
- ② 保育園や学校等との相互交流の他、地域の行事や集会にも積極的に参加する。
- ③ 地域の活動において施設使用の希望があった場合は、使用内容や目的を勘案し、可能な限り施設を開放して地域に貢献していく。

(8) 環境整備と保全

利用者が心地良く安全な環境の中で安心して生活ができるように、居室内外の環境整備に留意する必要がある。また、施設内の設備や備品等の整備の充実は適切な介護をしていくには欠かせないことであり、職員の環境整備や保全に対する意識づけに留意していく。

- ① 施設の各部所ごとに職員が設備・備品の自主点検を行う。
- ② エレベーター・電気設備・消化設備・厨房設備等は専門業者による定期点検を行い施設設備の保全に努める。
- ③ 外壁、手摺、床・壁面等、利用者の生活上や介護上で危険な個所がないか、常に目を向け必要に応じて改善・補修をしていく。
- ④ 居室担当者は利用者の居室などの整理に心がけ、衛生面にも留意するなど居室の環

境整備を日常的に行う。

(9) 防災体制の強化及び訓練

火災をはじめ天災地変による災害時に際して、被害を最小限に留めるために状況を想定し対策と訓練を行い、日頃の安全点検と防災教育により防災意識を高める。また、有事に備え建物や付属設備や備品の安全確保、防災設備や器具の維持管理と備蓄品の確保と入れ替え等に留意していく。地域とも連携をとり、相互協力体制をつくる。二次的な避難施設としての提供。(年2回実施)

(10) 広報活動

- ① 施設紹介のパンフレットを作成し、施設内に常備するとともに、家族やサービス利用者、見学者等に必要に応じて随時配布する。
- ② 施設広報紙「わ・わ・わ」の発行

(11) ボランティアの計画的な受け入れ

単なる職員の補完的な役割を果たすボランティアではなく、利用者とボランティアの双方がその時間帯を充実できることが大事と考えている。

ボランティア活動の範囲には様々な内容があり、環境整備・余暇活動・可能な部分の介助等利用者の生活を支えていく上で、必要な分野にどのような形でどの程度のボランティアを依頼していくか検討を要する。

(12) 苦情対応

利用者が自らの意思を尊重され、適切なサービスを受けられることにより、安心して施設での生活ができるように、家族や利用者から苦情が表出された場合は、「おだかの郷苦情解決実施要綱」と「苦情受付と解決の仕組み」に沿って、適切に苦情対応していく。また、その内容を職員に周知させるとともに、何が問題で何をどのように改善すべきか等、課題の共通理解を図り、改善に向けて努力して取り組んでいく。

(13) その他

- ① 入所判定委員会の開催
- ② 職員の労働安全衛生管理体制
今後、職場の安全管理、衛生管理を踏まえた労働安全衛生管理をすすめ、職員の心身の健康増進、働きやすい職場環境等、協議をしていく。

(4) 短期入所生活介護

基本方針

- ① 利用者が、在宅生活を継続して行ける様に援助していく。
 - ア. 利用者及び家族の身体的・精神的な負担の軽減を図れるようにする。
- ② 利用者や家族、介護支援専門員との情報交換を行い、ご家族の希望を把握し、入所中の介護につなげて行く。
- ③ 他職種（特養介護職員、看護師、栄養士、機能訓練指導員等）への情報を確実におこな
い、適切で統一した介護を提供する。
 - ア. 新規ケースにおいては、事前調査を行う。
 - イ. 生活の基本情報、日常的な介護方法、心身の情報、医療情報、緊急連絡先等の作成。
- ④ 介護支援専門員作成による介護計画書をもとに短期入所生活介護計画を作成し、サービ
スの共通把握と継続に努める。
 - ア. ご利用後に達成状況を担当の介護支援専門員に報告することで、よりよい援助に
繋げて行く。
- ⑤ 利用者に対する身体拘束の廃止について、家族のご理解を求めると共に、ケアの工夫に
より、可能な限り廃止していく。
- ⑥ 利用者の心身の機能維持、事故防止に努める。
 - ア. 行事やクラブ、レクリエーションへの参加を促す。
 - イ. 他職種と連携をとり、見守り等を行い事故防止に努める。
- ⑦ 緊急時等の速やかな対応ができるよう努める。
 - ア. 協力医療機関、家族の連絡先の確保
 - イ. 利用者の適正な受け入れ及び対応。
- ⑧ サービス担当者会議への参加
- ⑨ 利用者と家族の状況に応じた入所調整を行う。